

三重労働局発表  
平成19年4月13日

担 当	三重労働局総務部企画室
	室長 小島 正和
	室長補佐 西口 典利
	電話 059-226-2110

## 平成19年度三重労働局行政運営方針の策定について

三重労働局（局長 村上竹男）は、「平成19年度三重労働局行政運営方針」（別添）を策定した。これは県内の労働行政の課題と労働基準、職業安定及び雇用均等の各行政分野別の重点施策を盛り込んだもので、三重労働局では、この方針に基づき、行政運営を図る。

概要は、以下のとおりである。

### 平成19年度三重労働局行政運営方針の概要

#### 1 三重の労働行政の課題

##### (1) 雇用の安定、労働条件の確保に向けた総合的な対応

求人が増加している雇用環境の下、職種、能力、年齢、賃金等の面における求人・求職のミスマッチ縮小と雇用の改善が遅れている地域の雇用機会創出を促進するとともに、労働条件の確保・改善を図る。

##### (2) 健康で安心して働ける環境の整備

就業形態の多様化等に対応し、安心・納得した上で多様な働き方を実現できる労働環境の整備とともに、働く人たちの安全・安心の確保や性別等にかかわらず公正な働き方の実現を図る。

##### (3) 働き方の複線化、さまざまな事情に応じた再チャレンジの支援及び仕事と生活の調和の推進

ひとりひとりがその能力や持ち味を充分発揮し、努力が報われる公正な社会の構築に向け、多様な複線化した働き方の整備や、再チャレンジできるような支援、仕事と家庭の両立など仕事と生活のバランスのとれた働き方の実現及び高齢者・障害者の雇用確保を図る。

#### 2 三重の労働行政の重点施策

##### (1) 労働基準行政の重点対策

###### ○ 労働条件の確保・改善対策の推進

派遣元及び派遣先事業場、技能実習生使用事業場に対して、関係機関との連携の下、労働基準関係法令の遵守の徹底を図る。

- 長時間労働の抑制による労働者の健康確保対策の推進  
長時間労働を恒常的に行っている事業場に対し関係法令の遵守により時間外労働の削減を図らせるとともに、過重労働・メンタルヘルス対策の推進により労働者の健康確保を図る。
  - 労働者の安全を確保する対策の推進  
リスクアセスメントの普及促進等により事業場の自主的安全管理活動を促進すること等により、労働災害の防止の徹底を図る。
  - 労災補償対策の推進  
労災保険給付の迅速・適正な処理、石綿関連疾患の給付請求事案に係る的確な対応、労災かくし排除に係る対策の一層の推進等を図る。
- (2) 職業安定行政の重点対策
- 雇用のミスマッチ縮小等のための雇用対策の推進  
ハローワークにおける的確な求人・求職のマッチング、求職者の個々の状況に応じた就職支援等を推進し、新規求職者に占める就職者の割合を33.1%以上、雇用保険受給者の早期再就職の割合を前年度以上に引き上げることを目指す。
  - 障害者雇用対策の推進  
雇用率達成指導の厳正な実施、職業相談・職業紹介の充実、雇用・福祉・教育の連携により障害者の年間就職件数670件以上、障害者雇用率達成企業の割合を50%以上まで引き上げることを目指す。
  - 高齢者雇用対策の推進  
定年の引き上げ、継続雇用制度の導入等による高年齢者の安定した雇用の確保や、高年齢者等の再就職の援助・促進等を図る。
  - 若年者雇用対策の推進  
「フリーター25万人常用雇用化プラン」や新規学卒者等に対する就職支援策等を推進する。
- (3) 雇用均等行政の重点対策
- 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保対策の推進  
労働者が性別により差別されることなく安心して働くことができるよう適切な行政指導及び個別紛争解決援助を行うとともに、男女雇用機会均等法の周知徹底を図る。
- (4) 労働保険適用徴収業務の重点対策
- 労働保険の未手続事業を一掃するための対策を推進するとともに、労働保険料及び石綿健康被害救済法に基づく一般拠出金の適正徴収のため、年度更新の的確かつ円滑な実施等を行う。
- (5) 個別労働紛争解決制度の積極的な運用
- 個別労働紛争の迅速かつ適正な解決に向け、制度の積極的な周知・広報を行うとともに、総合労働相談コーナーにおけるワンストップサービスの提供、三重労働局長による助言・指導及び紛争調整委員会によるあっせん等の積極的な運用を行う。

### **3 労働行政展開にあたっての基本的な対応**

- (1) 労働基準、職業安定、雇用均等の各行政の専門性を発揮しつつ、特に、派遣・業務請負、パートタイム労働者に関する対策については連携を一層密にした対応を行う等、総合労働行政機関としての役割を果たす。
- (2) 地域に密着した行政の展開を図るため、三重県との「三重労働関係連絡会議」、労使団体との「三重産業労働懇談会」等を開催し、地域における行政へのニーズを把握し、行政運営に反映させる。
- (3) 労働行政に対する労使等の信頼と期待を裏切ることがないように、綱紀の保持と行政サービスの向上に努める。